

2019 年度

共同研究実用化ブーストプロジェクト募集要項

2018 年 12 月

筑波大学

2019年度 共同研究実用化ブーストプロジェクト

募集要項

1 共同研究実用化ブーストプロジェクトの目的

国際産学連携本部では、筑波大学における学際的な研究を活かし、イノベーションを創出することを目的として共同研究実用化ブースト事業を推進する。このプロジェクトは、学内における組織の枠組みを超えた研究者連携によって実施される研究を支援する。

2 共同研究実用化ブーストプロジェクトの内容と実施方法

(1) 共同研究実用化ブーストプロジェクトの内容

本プロジェクトは、上記の目的を達成するために、筑波大学の中で異なる系・組織に属する研究者が連携した学際的、先進的、実用化の可能性の高い研究プロジェクトを支援する。また、本プロジェクトでは、若手研究者から提案される研究を優先する。

(2) 申請者、採択者への支援

申請者は、国際産学連携本部が主催する起業家養成講座に優先的に参加する権利が付与される。また、採択されたプロジェクトの代表者は、当該年度内に国際産学連携本部が主催する特許相談会に参加することを条件とする。採択者には、国際産学連携本部よりメンターを各チームに1名配置し、プロジェクトの進行を支援する。申請者は、こうした支援を受けて共同研究や公的研究開発費の申請等を行うなど、積極的に研究のための外部資金の確保に努めるものとする。

(3) 共同研究実用化ブーストプロジェクトの実施方法

ア 本プロジェクトは、申請に基づいて、採択されたプロジェクトを構成するそれぞれの系・組織の代表者に、研究経費等の支援を行う。

イ 本プロジェクトの選考のための審査等、プロジェクト遂行の支援及び事後評価等は、主として、国際産学連携本部に委嘱して行う。

3 募集する共同研究実用化ブーストプロジェクト

本プロジェクトは、筑波大学において複数の系・組織の研究者によって実施される共同研究を支援する。同一の系・組織に属する研究者によって実施される共同研究は、本プロジェクトの対象とはならない。例えば、二つの系・組織に在籍する研究者が組織した研究プロジェクトであれば、各系・組織の研究者に最大100万円ずつ研究費を支援する。研究に参加する系・組織一つ加われば、支援額の上限は100万円増額される。

4 共同研究実用化ブーストプロジェクトの組織

プロジェクトの組織は、以下のとおりとする。

(1) プロジェクト代表者（プロジェクトリーダー）

プロジェクト代表者は、実質的にプロジェクトを中心となって遂行する本学の常勤の教員とする。

(2) 共同研究実用化ブーストプロジェクト分担研究者

プロジェクト代表者に協力して本プロジェクトの研究を担当する本学教員等。

5 共同研究実用化ブーストプロジェクトの期間

本プロジェクトの遂行期間については、採択を受けた日から2020年3月31日までとする。

6 研究関連経費

- (1) 本プロジェクトは、研究経費^(注)の支援を行う。
 - (2) 予算及び審査の状況によっては減額される可能性もある。
- 注)本プロジェクトにおける経費は2019年度予算から配分するものである。

7 採択プロジェクト数

5～10件程度のプロジェクトを採択するが、採択される系・組織の総数プロジェクトの応募状況・審査状況により変更となる可能性がある。

8 申請方法

申請に当たっては、筑波大学の異なる系・組織の研究者が連携して、別紙様式の共同研究実用化ブーストプロジェクト申請書を使用し、学長あてに申請するものとする（提出先は後述12参照）。

9 審査等

- (1) 申請書の審査は、国際産学連携本部長の下に審査委員会を設置して行う。審査委員会は、学内の教員のほか、有識者等によって構成する。審査は、書類審査と面談審査を実施する。申請書類は審査委員会でのみ使用し、部外秘の取扱いとする。
- (2) 学長は、審査委員会の審査の結果に基づき、当該申請の採否を決定する。
- (3) 募集期間および審査項目について

本事業では、若手研究者を優先し、以下の3点について審査する。

1. 革新性
2. 学際性
3. 実用化の可能性

申請書の応募締切り：2019年1月31日（木） 17時

面談審査:筑波大学春日キャンパス高精細医療イノベーション棟 4階 415

2019年3月6日（水）午後を予定、発表5分 質疑3分で面談審査を行う。

代理人による発表も認める。

10 成果の報告等

- (1) プロジェクトの代表者は、次年度初めに研究成果報告書を学長あてに提出すると共に、国際産学連携本部が開催する成果発表会に参加しなければならない。
- (2) 各プロジェクトの代表者は、国際産学連携本部が主催する特許相談会に参加し、特許等の知的財産の確保に努めるものとする。
- (3) 成果発表会で高く評価された研究は、JST 新技術説明会に推薦する。

11 申請に当たっての留意事項

(1) 研究・設備

研究・設備は、各プロジェクトで用意するものとする。

(2) 学生の知的財産権について

「学生が保有する知的財産権の本学への譲渡について」(平成 22 年 7 月 1 日付け筑大産知財第 10-84 号産学連携本部長 副学長(研究担当)通知)により取り扱うものとする。

12 申請締切日等

申請書提出期限： 2019 年 1 月 31 日(木) 17 時

提出先：代表者は、代表者が属する担当エリア支援室(研究支援)等を通して、電子媒体で産学連携本部(事務)まで提出すること。

E-mail: renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp

問合先： 申請に関する問い合わせは、下記で受け付ける。

国際産学連携本部技術移転マネジメントチーム

豆塚、河野

産学連携部産学連携企画課

成田

E-mail: renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp

Tel: 029-859-1684、1682 Fax. 029-859-1693

なお、申請書は、以下の国際産学連携本部のホームページからダウンロードすることができる。

国際産学連携本部 URL: <http://www.sanrenhonbu.tsukuba.ac.jp/>